

令和7年度就学援助費のお知らせ

千代田区では、経済的にお困りの保護者の方等に、お子さまの学用品費や修学旅行費などについて援助をしています。援助を希望される方は、申請手続きをお願いします。

就学援助の判定は前年の所得金額により行いますので、毎年度申請が必要になります。

1 援助の対象となる方

千代田区に住んでいて、学校教育法第1条に規定する小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に在籍している児童・生徒の保護者（但し都内公立中学校夜間学級に在籍する場合は、生徒本人を含む）で下記の(1)または(2)に該当する方が対象となります。

(1) 生活保護を受けている方

(2) 生活保護は受けていないが、これに準ずると教育委員会が認める方（下表参照）

世帯員数	家族構成例（年齢）	所得限度額（令和6年中の所得）
2人	母（35歳）、子（6歳）	234万円+※ ¹ 程度
3人	父（34歳）、母（32歳）、子（7歳）	263万円+※ ¹ 程度
4人	父（35歳）、母（33歳）、子（9歳）、子（7歳）	318万円+※ ¹ 程度

上記表はあくまでも目安ですので、家族構成、年齢、家賃負担額などにより異なります。

※¹ 賃貸住宅にお住まいの方を対象に家賃負担がある場合は、年間負担額（上限あり）を所得基準額に上乗せすることができます。（証明書類の提出が必須）

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。同一生計世帯全員の令和6年分の所得を合算して認定します。

2 就学援助の申請について

令和7年度から千代田区ポータルサイトでのオンライン申請に変更となります。

(1)申請方法（二次元コードまたはリンクからご申請ください。）

◆STEP1

【アカウント登録がお済でない方】

千代田区ポータルサイトのアカウント登録を行ってください。



<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/johosesaku/portal-site-kaishi.html>

◆STEP2

千代田区ポータルサイトのメニューから「就学援助費申請」の手続きを行ってください。



<https://chiyoda-portal.my.site.com/ctz/appMngDef/a04lh0000067gfC/am00000175>

(2)提出期限

令和7年6月6日（金）までに申請してください。

※申請は随時受付いたしますが、提出期限を過ぎた場合、申請（認定）月分からの援助となります。申請書以外の書類で申請時に提出できないものがある場合も、申請書は期限内に提出するようにしてください。

3 税の申告

税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または区役所税務課で申告をしてください。

4 内容審査と認定結果

審査の上、「認定」「否認定」および「支給予定額」を決定いたします。

税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、教育委員会で課税内容が確認できるまで審査することができないため審査保留となります。

審査ができた場合は、認定結果を申請者宛に、例年、7月中旬以降に郵送でお知らせしております。

5 援助対象費目及び支給時期

(1)援助費目 ①学用品・通学用品購入費、②新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(入学準備金)、
③校外活動費、④移動教室参加費、⑤夏季施設参加費、⑥修学旅行費(中学校のみ)、
⑦学校給食費、⑧卒業記念アルバム費、⑨医療費

(2)支給時期 援助費は、年2回(例年、7月下旬頃、翌年4月中旬頃)に分けて保護者の口座へお振込みをしております。
なお、費目によっては、申請が遅れると支給できない場合もあります。また、学校教材費など保護者が負担すべき経費の支払いが滞った場合には、学校長が管理する口座に振り込む場合もあります。

※1 東京都就学奨励費や生活保護費など他の援助費により支給を受ける費目については、この就学援助費による同様費目の支給はありません。

※2 入学前に②新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を「入学準備金」として受給している場合は、同費目の支給はありません。(支給額増額に伴い追加支給する場合があります。)

※3 ⑦学校給食費は、千代田区立学校に在籍している方に対しては、千代田区学校給食費補助制度(平成29年度より実施)による補助を受けることを前提とした金額を支給します。この補助を受けるためには、「委任状」を学校へ提出する必要があります(「委任状」は在籍中1回の提出です。以前に提出した方は、再度提出する必要はありません)。なお、令和7年度は給食費無償化に伴い、千代田区立学校に在籍している方は、保護者負担が発生しないため、区就学援助費による支給の予定はありません。

※4 ⑨医療費の援助は、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病が対象で別途申請が必要です。申請予定の方は医療機関の領収書の保存をお願いします。

6 注意事項

- ・住民票だけを千代田区に置き、区外から通学している場合や、不自然な父子・母子家庭での転入等による就学援助の申請にあっては、事情をお聞きするとともに、居住の確認などもさせていただくことがあります。(不正受給が判明した場合は、既に受取った援助費の返還や、千代田区への就学について適正な対応を行うことがあります。)
- ・所得の認定にあたり、世帯分離などをされている場合などは、生計を共にしている方全員の所得を合算して審査を行います。
- ・年度途中に退職・疾病等により著しく所得が減少し、就学が困難になった場合には、お問合せください。
- ・振込口座は翌年4月まで使用しますので、変更があった場合は変更届を提出してください。

【問合せ先】

千代田区教育委員会事務局 学務課学務係(千代田区役所4階)

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

(受付時間)午前 8 時 30 分～午後 5 時(土・日・祝日を除く)

☎ 03-5211-4284(直通)

この「お知らせ」は令和8年4月末まで保管してください。